

主 文

本件各抗告を棄却する。

理 由

本件各抗告の趣意は、各原決定を取り消したうえ、東京地方検察庁検察官がした各接見に関する処分を取り消されたいというのであるが、職権により調査すると、被疑者両名に対する頭書各被疑事件については、昭和五八年一〇月一八日東京地方裁判所に公訴が提起されたことが認められるので、刑訴法三九条三項により本件各申立はいずれもその利益を欠き、不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五八年一〇月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	中	村	治	朗
裁判官	和	田	誠	一